

「野菜サポーター」制度実施規約

制定：令和3年11月16日

「野菜サポーター」に参画する際には、本規約に同意の上、別添1の様式に必要事項を記入の上、事務局へお申込みください。なお、本規約は必要に応じて、変更されることがあります。ご了承ください。

(名称)

第1条 この取組に参画する個々の者を、「野菜サポーター」（以下「サポーター」という。）と称します。

(目的)

第2条 サポーターの取組は、野菜を摂取することの重要性を消費者へ広く周知することにより、国内の1日当たりの平均野菜摂取量を目標摂取量（1日350g/人）に近づけること及び、野菜価格低迷時等に国産野菜の利用促進を図るための情報発信を行うことにより、国内農業に対する消費者の関心を高め、需要を喚起することを目的とします。

(登録要件)

第3条 第2条の目的に賛同する企業・団体等で以下（1）～（5）の要件を満たす場合は本取組に参画することができます。

（1）野菜又は野菜を使用した商品を提供していること（店舗において販売又は提供する場合のみならず、宅配等を利用した販売等を含む。）

（2）サポーターとして第6条に示すいずれかの事項に取り組むこと

（3）この取組を紹介する農林水産省ホームページにおいて、サポーターとして、名称（社名又は販売店等の名称）等を公表することに了承すること

（4）送受信可能なメールアドレス及び連絡の取りやすい電話番号を有し、第5条に記す事務局と連絡可能であること。第5条に記す事務局との連絡調整を担当する者の氏名、部署名、メールアドレスや電話番号等の連絡先等の情報を事務局に通知すること

（5）次のいずれにも該当しないこと

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること

② 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと

③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

(会費)

第4条 サポーターの会費は無料とします。

(事務局)

第5条 サポーターの事務局は、農林水産省農産局園芸作物課に置き、サポーターの庶務を処理することとします。

2 事務局は、第2条の目的を達成するため、サポーターの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けた取組等を行います。

(サポーターの取組)

第6条 第2条の目的を達成するため、サポーターは以下のいずれかに取り組むこととします。

- (1) 野菜又は野菜加工品の販売・提供
- (2) 野菜 1 日 350g 以上の摂取の重要性について消費者への情報提供
- (3) サポーターであることの情報発信
- (4) 農林水産省が、サポーターの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けて行う取組やイベント等の取組の機会の活用

(費用等)

第 7 条 第 6 条の取組及びその実施のための打合せ等を行う際に必要となる経費については、各サポーターが負担することを原則とします。

2 農林水産省が、サポーターの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けて取組やイベントを行う際、及び農林水産省の補助事業の交付を受けた事業者等が他のサポーターと連携して取組を行う際に、サポーターに特段の協力を求めた場合の経費負担については、別途定めることができるものとします。

(機密保持)

第 8 条 サポーターの取組実施に当たり、事務局及び各サポーターの間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表又は漏洩しないようにしてください。

(個人情報の取扱)

第 9 条 事務局が入手したサポーターの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適切に管理します。

(変更の届出)

第 10 条 サポーターは、登録時に事務局に提供した情報に変更があったときは、その変更内容を遅滞なく事務局に届け出てください。

(登録の抹消)

第 11 条 登録の抹消を希望するサポーターは、「登録抹消届出書」（様式）を、事務局に提出することにより、登録を抹消することができます。

(登録の取消)

第 12 条 事務局は、サポーターが次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができます。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、他のサポーター、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。
- (3) 第 3 条に定める登録要件を満たさなくなると認められたとき。
- (4) 本規約に違反したと認められたとき。

(規約の改正)

第 13 条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、サポーターに報告します。

附則

この規約は、令和 3 年 11 月 16 日から施行します。

「野菜サポーター」宣言

「野菜を食べよう」プロジェクトの趣旨に賛同し、野菜の消費拡大に取り組めます。

貴社名：

リンク先 URL：

担当者名：

連絡先 電話：

メールアドレス：

野菜の消費を拡大するために、現在実施されている取組についてご記入をお願いいたします

**野菜の消費を拡大するために、今後実施予定の取組についてご記入をお願いいたします
(具体的な時期が決まっているものについてはご記入ください)**

※農林水産省 Web ページに記者情報を掲載しますので、貴社のロゴ等（貴社と分かる代表的なもの）の画像データ 1 枚をメールに添付してください。